

## A-b 倫理綱領

- **行動憲章** … いつの時代にも企業として実践すべき普遍的な規範
- **行動基準** … 行動憲章を日々の企業行動の中で具体化していく上でのガイドラインとなるよう定めたもの

### ● 行動憲章

この行動憲章は、「おもしろおかしく」の社是及び HORIBA コーポレートフィロソフィーのもと、当社及び役員・従業員（以下、私たちという）は様々な企業活動を行っていく上で、果たすべき使命と役割とを十分に認識し、国際企業として将来にわたり持続的な発展を遂げていくために、遵守すべき8つの項目を定めるものです。

私たちは、この行動憲章を社員の重要な行動規範として率先垂範し、社内組織への周知徹底と定着化に最大限注力します。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うと共に、企業倫理の徹底を図ります。私たちは、本憲章に反するような事態が発生した場合、社会への迅速かつ的確な情報公開と説明責任を果たすと共に、問題解決にあたる姿勢を内外に示し、原因究明、再発防止に努めるものとします。

1. 法令・定款その他の社会的規範を遵守する。
2. 優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献する。
3. 公正、透明、自由な競争を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
4. 従業員の人格・個性を尊重し、安全かつ健康的で快適な職場づくりを目指す。
5. ステークホルダーズ（利害関係人）の立場を尊重する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 環境問題への取組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動する。
8. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、会社組織として対決し、不法・不当な要求には一切応じない。